

一、運動ノ方針。口頭ニ以テ要求申込、拒絶サルヤ一日結果
ニテ四段ノ方針ナ

五ニ對シ厚紙ハ終始強ク懸念ナク其ノ要求ヲ合致拒絶シ
之強者多クテ強者ノ上他ノ條件就事ヲ許容シタリ。

一、昭和十一年九月 二〇〇日

(十以廿日)